

佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム等）届出事務要綱

（目的）

第1条 佐賀県地域共生ステーションは、子どもから高齢者まで年齢を問わず、また障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスや生活支援を、地域住民やCSO（市民社会組織）、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点のことを指す。
地域福祉を推進するため、佐賀県の独自事業として位置づける。

第2条 地域共生ステーションとは、次に定める宅老所、ぬくもいホーム及びぬくもいホームに併設する交流サロンとする。

1 宅老所：認知症や独り暮らしの高齢者等に対し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、民家等を利用し安全で家庭的な雰囲気設備を整え、介護保険制度等の国の制度（以下、「制度」という。）以外の独自のサービス事業を展開する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。

2 ぬくもいホーム：高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様な事業を実施することとし、また、地域の交流、コミュニケーションを形成するための環境づくりに関わる事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。

独自サービスとは、具体的にデイサービスや配食サービス、送迎サービスなど

3 交流サロン：地域住民、ボランティア、本体施設（ぬくもいホーム）利用者等が交流できる、本体施設とは隔てた空間を持ち、常時開設している施設。

原則、ぬくもいホームに隣接して設置するものとするが、小学校区内に設置する場
合に限り、サテライト型も可とする。

（具体的要件）

第3条 地域共生ステーションについては、次の要件を具備していることを条件とする。

1 地域共生ステーションの理念や目的の理解

地域共生ステーションの開設に当たっては県と協働する「佐賀県地域共生ステーション連絡会」の助言を受ける等して、地域共生ステーションの理念、あり方等について十分理解していること。また、開設後においても地域共生ステーションの資質向上のための情報収集、関係機関との連携、研修等の機会が図られていること。

2 地域住民との連携

市町、地域住民、ボランティア等との交流・協力体制が図られること。

3 地域住民のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を行うこと。

- (1) 制度によらない独自のサービスを行っていること。
- (2) 高齢者、障害者、児童等の利用に配慮した安全な設備構造であること。
- (3) 提供するサービスに応じた適切なスペースを確保し、その面積は概ね利用者1人当たり3㎡程度以上とすること。但し、交流サロンについてはこの限りでない。
また、宿泊スペースは1人当たり7.43㎡以上確保すること。
- (4) 長期的かつ恒常的な宿泊を行わないこと。
なお、長期的かつ恒常的な宿泊を行う場合は別途老人介護法に基づいた有料老人ホーム等を設立する際に必要な届出を行うこと。
- (5) 住民票を宅老所に移さないこと。
- (6) 従事者（非常勤職員、継続的な協力が得られるボランティアを含む。）の配置は、概ね利用者3人に対し、1人程度であること。但し、交流サロンについてはこの限りでない。
- (7) 従事者（ボランティアを除く。）として、必要に応じて看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、介護支援専門員、作業療法士又は理学療法士など利用者のケアに関する資格を有する者が配置されていること。
- (8) 医療行為を必要とする利用者の状況に関する情報を職員間で共有し、かかりつけ医等関係医療機関等との連携を図ること。
- (9) 従事者の資質向上に努めること。
- (10) 利用者及び従事者の万一の事故に備えるため、運営に当たっては保険制度への加入に配慮すること。
- (11) サービスの提供にあたっては、サービス内容により人員・設備基準が異なるため、適切な設備、人員、資格等に留意すること。

（設置届提出書類）

第4条 地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム等）として以下の必要な書類を提出することとする。

- 1 地域共生ステーション設置届（様式第1号）
- 2 運営法人の定款
- 3 消防用設備等検査済証
- 4 施設の平面図
- 5 職員の勤務形態が分かるもの（月の出勤予定等）
- 6 佐賀県地域共生ステーションの災害対策条例に基づく下記の書類
 - (1) 防災計画

- (2) 防災情報連絡網
- (3) 設備等点検整備表
- (4) 利用者移送計画
- (5) 救急医薬品一覧表
- (6) 備蓄品等一覧表

(廃止(休止)届、変更届)

第5条

地域共生ステーション（宅老所・ぬくもい等）として届出をした者は、事業を廃止又は休止しようとする時、届出の記載事項に変更がある時は以下の書類を提出することとする。

- 1 地域共生ステーション設置届事項変更届（様式第2号）
- 2 地域共生ステーション事業廃止（休止）届（様式第3号）

(その他)

第6条

- 1 災害時の避難場所の確保等、利用者の安全面には最大限の注意を払うこと。
- 2 県が実施する地域共生ステーションの資質向上等の事業（訪問・書面調査・アンケート等）に積極的に協力し、資質の向上に努めること。

附 則

この要綱は、令和2年度から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度から施行する。